

災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書

浦安市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社（以下「乙」という。）は、令和3年2月1日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、甲及び乙の情報共有に関して必要な事項を定める。

（目的）

第1条 本覚書は、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模停電の発生時において、乙は東京電力グループの社員（以下「連絡調整員」という。）を甲に派遣し、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図ることを目的とする。

（連絡調整員の役割）

第2条 乙が派遣する連絡調整員は、必要に応じて、甲が開催する災害対策本部会議等の会議に出席し、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

2 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

(1) 乙が甲に提供する情報

ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

イ 知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況

ウ プレスリリースの内容

(2) 甲が乙に提供する情報

ア 知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況、市民から提供された停電情報

イ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

ウ 住民が避難している地域、甲が開設している避難所等

3 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

(1) 乙による甲への主な要請

ア 甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

イ 甲が保有する広報手段による停電情報の発信

(2) 甲による乙への主な要請

乙が保有する広報車等による広報活動の要請
(情報の共有)

第3条 甲及び乙は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、甲乙協議の上、乙は連絡調整員を甲の指定する場所に派遣する。

2 連絡調整員の派遣を行う場合は、乙は速やかに連絡調整員を手配し、甲は連絡調整員の受入れに必要な執務スペースや休憩場所等の準備を行う。

3 連絡調整員の派遣を行わない場合は、甲及び乙にて設定した連絡窓口を通じて、情報の共有及び要請を行う。

4 連絡調整員の派遣の解除については、甲乙協議の上、決定する。

(費用の負担)

第4条 本覚書に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。

(定めのない事項等)

第5条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月1日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田悦嗣

乙 船橋市湊町2丁目2番16号
東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社
京葉支社長 岡崎匡人